第50回（令和8年度下期）中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱

（公社）全日本トラック協会

1	制度融資名	第50回（令和8年度下期）燃料費対策特別融資
2	公募推薦総枠	40億円（通年）
3	公募期間	令和8年10月1日（木）～ 令和8年12月30日（水） （但し、公募枠の４０億円（通年）に達し次第申込みの受付を締切る）
4	申込先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という)を通じ、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という)宛て申込み
5	融資推薦対象者	地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）（以下「事業者」という）であって、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）又は商工中金の代理店の取引資格があるもの （予定を含む）
6	融資推薦対象資金	（1）ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金 （2）自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金 （注）融資推薦対象資金には消費税を含めることができる
7	推薦融資条件	（1） 融資限度 ２千万円　（地方ト協の限度額とは別枠とする） （2） 融資利率 取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による （3） 償還期間 ① 車両：5年以内 ② 自家用燃料供給施設：8年以内 （4） 据置期間 償還期間のうち6か月以内 （5） 償還方法 月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還（借入期間通期にわたって一定の元金返済額）ただし、端数は最終償還日で調整するものとする （6） 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる （7） 再融資の制限 事業者が再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る

8	利　子　補　給	(1)　利子補給率　**年1．1%** (2)　利子補給限度額 1事業者に対する利子補給は、中央近代化基金推薦融資総額で2千万円を限度とする(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
9	取扱金融機関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)
10	地方ト協から全ト協宛て融資推薦期限(全ト協必着日)	**第4回　令和8年10月30日(金)**　**第5回　令和8年11月30日(月)** **第6回　令和9年1月8日(金)** 「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)及び「推薦先一覧表」(様式10号の2)に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する
11	融資推薦適否決定通知(通知予定日)	**第4回　令和8年11月16日(月)**　**第5回　令和8年12月15日(火)** **第6回　令和9年1月15日(金)**
12	融資推薦決定通知書の有効期限	融資推薦の有効期限は、以下のとおり、それぞれの「中央近代化基金融資推薦適否決定通知書」(様式11号)に記載する **令和9年3月31日(水)**
13	申込書及び添付書類	(1)　「融資推薦申込書」(様式1号) (2)　「企業要項」(様式2号の1又は様式2号の2) (3)　「事業計画書」(様式3号の1又は様式3号の2) (4)　「承諾書」(様式4号) (5)　注文書・売買契約書又は見積書(車両の場合) (6)　工事請負契約書又は注文書・注文請書の写し(案文・見積書でも可) (7)　所在地案内図　((6)(7)は自家用燃料供給施設の申込みの場合) ((1)～(4)の様式は全ト協のホームページからもダウンロードできる) (注)　記入方法等がわからないときは、地方ト協の担当に問い合わせのこと 提出された書類は返却しないので、取扱金融機関宛の提出書類は別途用意すること
14	商工中金等宛借入申込み	(1)　融資推薦の決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて商工中金等へ借入申込を行なうこと (2)　決算関係書類等審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出のこと (3)　商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体又はその構成員であることが必要となる また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員であることが必要となる この資格を具備していない場合は各地方ト協に相談のこと

15	設備完成報告等	(1) 設備完成(購入)後、速やかに地方ト協を通じて設備完成(購入)報告書(様式18号)を提出のこと
		(2) 設備完成(購入)報告がない場合には、利子補給を行えない
		(3) 報告時添付書類(全て写しで可)
		① 車両の場合
		ア 車検証 (※本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者ともに購入した事業者の名義にする必要がある
		② 自家用燃料供給施設の場合
		ア 工事請負契約書又は注文書・注文請書
		イ 危険物取扱所設置(変更)許可証及び完成検査済証
		ウ 危険物取扱所全体概要図・平面図・立面図・周辺地図
		③ 共通
		ア 投資額全額の領収証
		イ つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書及び返済計算書)
16	留意事項	(1) 地方ト協のポスト新長期融資を優先的に利用すること
		(2) 自己資金等で設備代金を支払済みの場合は推薦対象としない ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、令和6年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で、本推薦融資の資金が、当該つなぎ融資の一括返済、当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対象とする
		(3) 申込事業者が企業又は個人事業主の場合、所属組合を通じて借入れを行う「転貸方式」を利用することができる
		(4) 公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする
		(5) 融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる 融資の推薦は申込事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認・証明するものであり、その後取扱金融機関の返済見通し等の審査を経て融資の可否が決定される
		(6) 推薦決定後、事業計画の変更(投資内容・投資額の変更、延期、中止等)が生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、地方ト協宛て申し出ること 所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給は行えない
		(7) この要綱に定めのない事項は全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによる